

## 第9回漁業特定技能協議会 (議事概要)

1. 日 時：令和7年12月24日(水) 14:50~16:00
2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
3. 出席者：

### 【2号構成員】

一般社団法人 大日本水産会	常務理事	松本 冬樹
	事業部業務課長	茅野 直登
	業務課兼海事課	駒形 涼
全国漁業協同組合連合会	部長代理	藤田 真悟
	主務役	寺崎 幸季
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会	代表理事専務	納富 善裕
	主任	中田 貴才
一般社団法人 全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷 拓郎
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会 (WEB)	専務理事	中津 達也
一般社団法人 全国まき網漁業協会	参事	伏島 一平
一般社団法人 日本定置網漁業協会	専務理事	玉置 泰司
全国さんま棒受網漁業協同組合 (WEB)	専務理事	大石 浩平
一般社団法人 全国海水養魚協会 (WEB)	専務理事	中平 博史
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 (WEB)	漁政総務部	小磯 潮
全国内水面漁業協同組合連合会 (WEB)	専務理事	中奥 龍也
長崎県水産経営課 (WEB)	業務課長補佐	師田 彰子
	課長	松尾 隆男
	課長補佐	狩野 奈々
	係長	中塚 直征
一般社団法人 全日本錦鯉振興会 (WEB)	事務局長	瀬沼 務
愛南漁業協同組合 (WEB)	参事	細川 時史
全国鮎養殖漁業組合連合会 (WEB)	代表理事会長	木村 泰造
	事務局	谷口 千恵
全国養鯉振興協議会 (WEB)	監事	廣松 正道

### 【3号構成員】

全日本海員組合	水産局長	高橋 健二
	水産部長	漢那 太作
	専任部長	釜石 隆志

### 【4号構成員】

水産庁漁政部企画課	室長	今治 和人
	課長補佐	三橋 謙一
	企画官	青木 滋
	係員	橘 聡毅
	係員	角田 菜々香
出入国在留管理庁 政策課 (WEB)	係長	黒田 明日美

厚生労働省 海外人材受入就労対策室 (WEB)  
外務省 領事局外国人課 (WEB)  
国土交通省 海事局船員政策課 (WEB)  
公益社団法人 国際人材協力機構 (WEB)

調査係長  
課長補佐  
係員  
課長  
調査役

山本 啓之  
西蔵盛 益也  
坂内 郁哉  
有馬 義信  
デルメ 文子

## 【事務局】

水産庁

一般社団法人大日本水産会

## 4. 議事要旨：

### 議題 1. 特定技能制度の実施状況に関する情報共有

事務局より、資料 1-1~4 に基づいて、特定技能外国人の在留状況や漁業分野における有効求人倍率の状況、特定技能試験の実施状況等の特定技能制度に関する報告が行われた。(質疑応答及び意見なし。)

### 議題 2. 特定技能協議会漁業分科会・養殖業分科会の開催状況

事務局より、漁業分科会・養殖業分科会の開催状況について資料 2 に基づき報告があり、令和 7 年 5 月に開催された漁業分科会第 5 回会合の報告が、大日本水産会より行われた。(質疑応答は特になし。)

### 議題 3. 制度の適切な運用に向けた取組(事故・トラブル等の防止)

事務局より、資料 3 に基づき、令和 7 年度に生じた外国人材が関係した事故・トラブルについて報告が行われた。

主な質疑応答は以下のとおり。

- 令和 6 年度 (R7. 3) に作成した「外国人材受け入れマニュアル」に加えて、実際に起きた事故・トラブル等の事例集を現在作成中。完成次第周知するのでご活用いただきたい。
- 資料 3 の 3. 外国人の疫病等に記載のある病気について、その後どのような対応がされたのか。  
→ 発見しにくい難病指定の病気であり、余命宣告されていることから帰国後療養されていると報告を受けている。受け入れ先がその後どのような操業体制となっているかについては不明。
- 技能実習生に特化した保険はあるのか。  
→ 技能実習生、特定技能外国人が入ることが出来る JITCO 保険がある。
- 資料 3 の 1. 海難事故の②の事例だが、今般の事例では人命が失われなかったが、同様の事故を 2 回繰り返すような事業者には人を採用して事業を行う資格はない。漁業は危険が伴う業務であることから、徹底した安全対策が必要である。

- 来日後 1 年以内に病気になる外国人が多い。外国人材の増加による影響もあると思うが、出国時の安全、健康診断の徹底を検討いただきたい。

#### 議題 4. その他

その他として、以下の報告があった。

- ・新たに 2 号構成員として、全国鮎養殖漁業組合連合会と全国養鯉振興協議会が加入した。
- ・特定技能外国人名簿の作成については、事務局にて検討中。
- ・外国人材の安全対策等の周知徹底については、今後は大きな事故が発生した際にも通知を出すこととする。

主な質疑応答は以下のとおり。

- 日本人 1 名乗船の船が 154 隻あり、うち定員オーバーが 7 隻ある。死亡事故があったのは 2 隻。再度確認いただきたい。
- 今般 STCW-F 条約を締結したところだが、これにより特定漁船以外に乗り込む際にも、安全講習の座学（生存訓練、消火訓練、応急訓練、安全社会訓練）の受講が義務となる。関連して以下の点について確認したい。我々だけでは判断が出来ないので国交省の見解をお願いする。
  - ・安全講習の座学についてはインドネシア、日本のどちらで受講するものか。  
また、自国で船員手帳を交付されて日本に来るインドネシア人については、自国で座学も受けているという認識でよいか。
  - ・技能実習・特定技能は日本の受け入れ先（船舶所有者）が外国人と雇用契約を結んでいる状態となっているため、仮にインドネシア人が座学講習を受ける必要が出た場合、船舶所有者が外国人に対して座学を行わなければならないのか。また、これはマルシップ船員についても同様か。
  - ・在日中にインドネシアの STCW-F 条約に基づく安全講習修了の有効期限が切れた場合の対応如何。この場合、日本の船舶所有者の責任でインドネシア人船員に講習（座学・実地訓練）を受けさせるのか。また、マルシップ船員の安全講習修了の有効期限が切れた場合も、同様に乗船している船の所有者が講習（座学・実地訓練）を受講させるという認識でよいか。
  - ・STCW-F 条約未締約国の外国人が日本漁船に乗船する際、安全講習についてはどのように対応するのか。
- STCW-F 条約の業界説明会の段階では、2 国間の講習の互換性については国交省から「締約国同士であれば、自国で受けた基本訓練（のエビデンスがあれば）は有効」と明確な回答があった。
- 特定技能外国人名簿の作成にあたっては、申し合わせ事項も含めたより正確なタイムリーな報告となるよう検討した方がよい。
- 漁船漁業はただでさえ事故が多い事業にも関わらず、配乗人数を守らずに死亡事故等の労働災害が発生したという報告が後を絶たない状況。漁業分科会にて配乗

人数の申し合わせをしている以上、最低限、日本人と外国人の配乗報告はより正確性を求めるべきであり、十分な精査が必要であるとする。

以上